
プロジェクト 収益認識に関する会計基準項目 収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応

I. 本資料の目的

1. 当委員会は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）（以下合わせて「会計基準等」という。）を 2018 年 3 月 30 日に公表し、2020 年 3 月 31 日に改正している。
2. 本資料は、会計基準等で示されている「別途の対応」に関して、市場関係者からの提起を受けたことを当委員会に報告することを目的としている。

II. 別途の対応について

3. 会計基準第 96 項は、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者から提起された場合に、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとしている。

会計基準—結論の背景

経緯

2018 年会計基準の公表

96. 2018 年会計基準の実務への適用を検討する過程で、2018 年会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとした。

別途の対応に関する手順

4. 別途の対応に関する手順（以下「手順」という。）については、以下の内容が企業会計基準委員会のウェブサイトに掲載されている。

「収益認識に関する会計基準」の公表後の対応に関する手順

平成 30 年 3 月 30 日に公表した「収益認識に関する会計基準」の結論の背景（第 96 項）では、同会計基準公表後、以下の対応を図る旨を記載しています。

「本会計基準の実務への適用を検討する過程で、本会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。」

この対応に関する具体的な手順は、以下のとおりとします。

1. 市場関係者からの提起は、以下のアドレスにより受け付ける。当該提起は、提出者名を明記した文書によることとし、また、会計基準における定めが明確であるものに限る。
【shueki2018@asb.or.jp】
2. 当該提起を受け取った場合、その旨を企業会計基準委員会に報告するとともに、収益認識専門委員会において、本会計基準に従った処理を行う場合に実務上著しく困難な状況が認められるかどうか及び代替的な取扱いの可否等について検討する。専門委員会における審議では、必要に応じて、公開の審議において提出者から提起された状況の説明を受ける。
3. 企業会計基準委員会において、収益認識専門委員会における審議を踏まえ、代替的な取扱いの可否等を検討する。企業会計基準委員会においても、必要に応じて、公開の審議において提出者から提起された状況の説明を受ける。
4. 審議の結果、適用指針（設例を含む。）の改正が必要と判断した場合には、公開草案を公表し、公開草案に寄せられた市場関係者からの意見を踏まえ、最終的な改正の可否について判断する。

以上

III. 提起の対象となっている事項

電気事業における検針日基準

5. 電気事業及びガス事業における検針日基準については、2017 年の公開草案に対して、収益を見積ることへの困難性に関する意見が寄せられたが、適用指針第 188 項

に示すとおり、2018 年の会計基準公表時においては、見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いを設けることについてのコンセンサスは得られていないと考えられ、代替的な取扱いを設けなかった。

6. その上で、今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨が当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとした。
7. 適用指針における関連する記述は以下のとおりである。

(9)代替的な取扱い等を設けなかった項目

(毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識)

188. 現在、毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益が翌月に計上される実務が見られる。2017 年公開草案に対して、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益を見積ることの困難性に関する意見が、電気事業及びガス事業から寄せられた。

審議においては、当該見積りの困難性について代替的な取扱いを検討し、決算日までの顧客による使用量を確認できない場合や、計量により確認した使用量に応じて複数の単価が適用される場合等、当該見積りが困難となり得る状況に対して検討を行ったが、当該見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いの必要性について合意が形成されなかった。

今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨、当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することが考えられる（会計基準第 96 項参照）。

IV. 市場関係者からの提起

電気事業連合会からの提起

8. 2020 年 8 月 17 日に、電気事業連合会より手順の第 1 項に沿った提起が行われた。電気事業においては、検針日を各月末日ではなく月内の特定の日（1 日から 31 日のいずれか）に行う分散検針の対象となる電気料金収入がある。電気事業連合会から

の提起においては、会計基準にしたがって収益認識することとした場合、会計期間に合わせた顧客の電気料金を見積る必要が生じることになる¹が、電気料金の見積もりをすることが合理的であるとは言えないとの理由で、検針日基準による収益認識を認める代替的な取扱いが要望されている。当該提起は、会計基準における定めが明確であるものに該当する。

9. 提起の内容は、審議資料(4)-2「提起文」及び(4)-3「説明資料」のとおりである。具体的な内容については収益認識専門委員会に提起者である電気事業連合会を参考人としてお招きしてお聞きすることを予定している。その後、当委員会においても参考人としてお招きしてお聞きすることを予定している（スケジュールについては、「V. 今後のスケジュール」参照）。

V. 今後のスケジュール

10. 今後は、次のスケジュールでの検討を予定している。
- (1) 2020年9月16日開催の第108回収益認識専門委員会：検討開始（電気事業連合会の参考人招致）
 - (2) 2020年9月24日開催の第442回企業会計基準委員会：電気事業連合会の参考人招致

以 上

¹ 例えば、毎月10日に検針を行う場合、X1年4月10日検針分には、X1年3月11日からX1年4月10日までの間に使用した電気が計測されるが、会計基準等に従えば、X1年3月11日からX1年3月31日までの間に使用した電気に係る電気料金収入はX1年3月期の売上に含めることとなり、X1年4月1日からX1年4月10日までの間に使用した電気に係る電気料金収入はX2年3月期の売上に含めることとなる。